

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充 (地方税 26)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・制度概要 <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> ・要望内容 <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフッティングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みを検討する。</p> <p>○総額型の控除上限の引き上げ措置の恒久化(法人税額の30%)を図る。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る。(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の

		<p>10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成 21 年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成 21、22 年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%へ引上げるとともに②平成 21、22 年度に生じる税額控除超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成 22 年度 2 年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成 24 年度 2 年間延長(同上)</p> <p>平成 25 年度 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げ (2 年間の時限措置)</p> <p>平成 26 年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を 3 年間延長するとともに、増額型の控除率を定率 5%から 5%～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○総額型の控除上限の引き上げ措置の恒久化</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の 10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資額(平成 24 年度 17.3 兆円)の約 7 割(同 12.2 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を平成 28 年度までに GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す。数値水準としては、対 GDP 比 3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。 特に、高付加価値型・知識集約型の医薬品・医療機器産業は、資源の乏しい我が国にとって経済成長を担う重要な産業であり、国民の生命・健康の維持・増進の観点から、世界最高水準の医薬品等を国民に迅速に提供することが期待されている。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後 3 年以内に GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 (3)新たに講すべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比 4%以上)及び政府研究開発</p>

		<p>投資として目指す水準(対GDP比 1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標 8-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対GDP比で世界第 1 位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の 1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 (3)新たに講すべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比 4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比 1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第 4 期科学技術基本計画(平成 23~27 年度)(平成 23 年 8 月閣議決定) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 产学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、产学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略 2014(平成 26 年 5 月 23 日閣議決定) 第 3 章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3)イノベーションを結実させる</p>

		<p>①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている。」</p>
	③ 達成目標 及び測定 指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定2014) また、中小企業は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性 等	<p>① 適用数等</p> <p>国税及び地方税における中小企業利用実績 平成20年度 4,899件 平成21年度 3,807件 平成22年度 4,530件 平成23年度 5,290件 平成24年度 5,528件</p> <p>【平成20~22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23~24年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>

○国税利用実績

①減収額実績 (内が中小企業者分(資本金1億円以下)

<総額型>

平成 22 年度 3,337 億円(16 億円)

平成 23 年度 2,848 億円(45 億円)

平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)

平成 25 年度 4,618 億円(48 億円)(見込み)

平成 26 年度 4,618 億円(48 億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成 22 年度 165 億円(164 億円)

平成 23 年度 224 億円(222 億円)

平成 24 年度 212 億円(209 億円)

平成 25 年度 278 億円(275 億円)(見込み)

平成 26 年度 278 億円(275 億円)(見込み)

<オープンイノベーション型>

平成 22 年度 0.6 億円(0 億円)

平成 23 年度 0.4 億円(0.1 億円)

平成 24 年度 0.6 億円(0 億円)

平成 25 年度 0.6 億円(0 億円)(見込み)

平成 26 年度 0.6 億円(0 億円)(見込み)

②適用事業者(法人)数

<総額型>

平成 22 年度 2,611(504)

平成 23 年度 2,793(705)

平成 24 年度 3,297(842)

平成 25 年度 3,636(972)(見込み)

平成 26 年度 3,636(972)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成 22 年度 4,029(4,026)

平成 23 年度 4,603(4,585)

平成 24 年度 4,706(4,686)

平成 25 年度 5,430(5,412)(見込み)

平成 26 年度 5,430(5,412)(見込み)

<オープンイノベーション型>

平成 22 年度 91(28)

		<p>平成 23 年度 91(27) 平成 24 年度 100(32) 平成 25 年度 100(32)(見込み) 平成 26 年度 100(32)(見込み)</p> <p>○地方税影響額実績 平成 23 年度 43 億円 平成 24 年度 43 億円 平成 25 年度 43 億円(見込み) 平成 26 年度 43 億円(見込み)</p> <p>※平成 22 年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成 23、24 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成 22 年度実績は、「平成 25 年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成 23 年度、平成 24 年度の活用実績を「平成 23、24 年度租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照) ※平成 25、26 年度については、「平成 26 年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照) (平成 26 年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 25 年度と同じ数値とした。) なお、オープンイノベーション型の平成 25、26 年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成 24 年度と同数とした。</p> <p>平成 25 年度要望時の見込み(平成 26 年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成 25 年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。 - 平成 24 年度見込み 3,783 件 12,032 百万円(国税) 3,783 件 2,082 百万円(地方税) - 平成 25 年度見込み 3,783 件 12,594 百万円(国税) 3,783 件 2,179 百万円(地方税)</p>
--	--	---

		<p>※平成 25 年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)</p> <p>平成 24 年度(実績)</p> <p>5,528 件 25,064 百万円(国税)</p> <p>※平成 25 年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)</p> <p>平成 24 年度(実績)</p> <p>影響額 4,252 万円(地方税)</p> <p>平成 24 年度適用件数及び適用金額については、平成 25 年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成 27 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 3,636(972) 事業年度 461,786 百万円(4,801 百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 619 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術基盤強化税制 <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 5,430(5,412) 事業年度 27,846 百万円(27,509 百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 3,549 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーション型 <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 373(115) 事業年度 2,749 百万円(310 百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 40 百万円</p> <p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972) 事業年度 475,640 百万円(4,945 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 638 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術基盤強化税制 <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412) 事業年度 28,681 百万円(28,334 百万円)</p>
--	--	--

<地方税における減収額>

事業年度 3,655 百万円

・オープンイノベーション型

<国税における減収額>

件数 373(115)

事業年度 2,831 百万円(319 百万円)

<地方税における減収額>

事業年度 41 百万円

平成 29 年度

・総額型

<国税における減収額>

件数 3,636(972)

事業年度 489,909 百万円(5,093 百万円)

<地方税における減収額>

事業年度 657 百万円

・中小企業技術基盤強化税制

<国税における減収額>

件数 5,430(5,412)

事業年度 29,541 百万円(29,184 百万円)

<地方税における減収額>

事業年度 3,765 百万円

・オープンイノベーション型

<国税における減収額>

件数 373(115)

事業年度 2,916 百万円(329 百万円)

<地方税における減収額>

事業年度 42 百万円

※平成 28、29 年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成 27 年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3% 増加する見込みであることから、平成 28 年度見込みについては、平成 27 年度見込みの 103% に相当する額、平成 29 年度についても平成 28 年度見込みの 103% に相当する額とした。

(平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種

(総額型控除上限 20%→30% 適用企業)

平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限 20%→30% 適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174

		医薬品	224	116	
		食料品	190	145	
		輸送用機器	152	58	
		機械	136	87	
		非鉄金属	102	58	
		金属製品	102	87	
		建設業	73	29	
		鉄鋼	73	58	
		卸売業	63	58	
		その他	772	581	

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)

平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

- ② 減収額
- 減収額について
 - 地方税における減収額
影響額実績
 - 平成 20 年度 43 億円
 - 平成 21 年度 23 億円
 - 平成 22 年度 30 億円
 - 平成 23 年度 43 億円
 - 平成 24 年度 43 億円

【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

【平成 23～24 年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】

(参考)国税における減収額

減収実績(うち、税法上の中小企業分)

平成 20 年度 2,881 億円(246 億円)

平成 21 年度 2,565 億円(131 億円)

平成 22 年度 3,726 億円(174 億円)

平成 23 年度 3,395 億円(234 億円)

平成 24 年度 3,952 億円(223 億円)

○増加型・高水準型における減収額

減収額実績

平成 20 年度 2.4 億円

平成 21 年度 1.0 億円

平成 22 年度 1.7 億円

平成 23 年度 2.1 億円

平成 24 年度 2.3 億円

(参考)減収実績額(うち、税法上の中小企業分)

平成 20 年度 178 億円(14 億円)

平成 21 年度 133 億円(6 億円)

平成 22 年度 224 億円(10 億円)

平成 23 年度 232 億円{増加型 116 億円、高水準型 116 億円}(12 億円)

平成 24 年度 266 億円{増加型 173 億円、高水準型 93 億円}(14 億円)

【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

【平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金 1 億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について

国税及び地方税における中小企業利用実績

平成 20 年度 4,899 件
平成 21 年度 3,807 件
平成 22 年度 4,530 件
平成 23 年度 5,290 件
平成 24 年度 5,528 件

【平成 19~22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

【平成 23~24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○増加型利用実績

平成 23 年度 1,228 件
平成 24 年度 1,447 件

○高水準型利用実績

平成 23 年度 83 件
平成 24 年度 81 件

【平成 23~24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(注)平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。

○将来推計

平成 27 年度

総額型 ▲562 億円(▲12.4 億円)

オープンイノベーション型 ▲27 億円(▲3.1 億円)

(平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算)

※平成 27 年度推計の根拠

総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)

※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノ

		<p>ベーション型の控除率を 60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の 10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成 24 年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>																																																															
③ 効果・達成目標の実現状況		<p>『政策目的の実現状況』(分析対象期間: 平成 19 年～平成 29 年)</p> <p>我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対 GDP 研究開発投資比率(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2007</th><th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td><td>3.21</td><td>3.36</td><td>3.56</td><td>3.74</td><td>4.04</td><td>4.36</td></tr> <tr> <td>日本</td><td>3.46</td><td>3.47</td><td>3.36</td><td>3.25</td><td>3.38</td><td>3.35</td></tr> <tr> <td>アメリカ</td><td>2.63</td><td>2.77</td><td>2.82</td><td>2.74</td><td>2.76</td><td>2.79</td></tr> <tr> <td>ドイツ</td><td>2.53</td><td>2.69</td><td>2.82</td><td>2.80</td><td>2.89</td><td>2.98</td></tr> <tr> <td>フランス</td><td>2.08</td><td>2.12</td><td>2.27</td><td>2.24</td><td>2.25</td><td>2.29</td></tr> <tr> <td>イギリス</td><td>1.75</td><td>1.75</td><td>1.82</td><td>1.77</td><td>1.78</td><td>1.73</td></tr> <tr> <td>中国</td><td>1.40</td><td>1.47</td><td>1.70</td><td>1.76</td><td>1.84</td><td>1.98</td></tr> <tr> <td>ロシア</td><td>1.12</td><td>1.04</td><td>1.25</td><td>1.13</td><td>1.09</td><td>1.12</td></tr> </tbody> </table> <p>*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 国 (出典: OECD 「Main Science and Technology Indicators」) リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p>＜今後の達成予測＞ 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																											
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																											
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																											
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																											
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																											
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																											
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																											
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																											
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																											

水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。

『**『租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況』** (分析対象期間:平成19年～平成29年)

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標

官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典: OECD「Main Science and Technology Indicators」)

＜今後の達成予測＞

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的の短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

『**『租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響』**』

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

なお、控除限度額が法人税額の20%までと縮小された場合、研究開発投資率が高い医薬品産業は、投資に見合った控除を十分に受けることができない等の弊害が生じる。また、時限措置では、長期安定的な研究開発投資の計画立案を行うことが困難である。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年)

○日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を GDP 比の 4%以上にする」の達成にむけ、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成 24 年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029 億円(平成 24 年度総額型実績 301673 百万円 × 2.33 倍 = 702898 百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成 24 年度における研究開発投資押し上げ額は、99 億円(平成 24 年度影響額 4,252 百万円 × 2.33)。

また押し上げ効果として、平成 24 年度の 12.2 兆円(平成 24 年度実績)は約 5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の恒久化

現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国的研究開発税制とのイコールフッティングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された 3 年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)

- ・控除率の大幅引き上げ(5 倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税 10%)
- ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

- ・平成 27 年度減収見込額 562 億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)(中小企業者:12.4 億円)【地方税 1.6 億円】
 - ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果
- ・研究開発投資押上げ額 1,309 億円(中小企業者:29 億円)【地方税:3.7 億円】
 - ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・単年度の減収(562 億円分(中小企業者:12.4 億円))が、平成 27 年度～平成 36 年度までの 10 年間に及ぼす

		<p>①GDP押上げ効果:5,627 億円(中小企業者:124 億円)【地方税:16 億円】</p> <p>②雇用創出効果:約 6.7 万人(中小企業者:約 1,500 人)【地方税:約 190 人】</p> <p>③税収効果:約 927 億円(中小企業者:約 20 億円)【地方税:約 2.6 億円】</p> <p>・平成 27 年度減収見込額 27 億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分) (中小企業者:3.1 億円)【地方税 0.4 億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</p> <p>・研究開発投資押上げ額 63 億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)</p> <p>・単年度の減収(27 億円分(中小企業者:3.1 億円))が、平成 27 年度～平成 36 年度までの 10 年間に及ぼす</p> <p>①GDP押上げ効果:270 億円(中小企業者:31 億円)【地方税:4 億円】</p> <p>②雇用創出効果:約 0.3 万人(中小企業者:約 340 人)【地方税:約 44 人】</p> <p>③税収効果:約 44 億円(中小企業者:約 5.1 億円)【地方税:約 0.7 億円】</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・恒久化が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活する」という目標を達成するためには、今後 3 年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>(参考)</p>

		<p>○各國は研究開発税制の拡大競争を実施。 ○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみの国はない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみの国はない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">主要国での研究開発税制の動向</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英國 </td><td></td><td>恒久措置 法人税法</td><td>2008 大企業向け追加額全算入割合を引き上げ (25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加額全算入割合を引き上げ (5%→7%; 2008fy→10%; 2011fy→12%; 2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td><td>1999年時点 非増加型 現行制度 増加型</td><td></td></tr> <tr> <td>仏国 </td><td></td><td>恒久措置 フランス税法</td><td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に費した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</td><td>1999年時点 増加型 現行制度 増加型</td><td></td></tr> <tr> <td>韓国 </td><td></td><td>恒久措置 ※重点分野は時限措置 租税特例制度法</td><td>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の認定を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率) ※2014年3月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td><td>1999年時点 非増加型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 増加型 ②非重点分野 非増加型と増加型の選択</td><td></td></tr> <tr> <td>中国 </td><td></td><td>恒久措置 法人所得税法</td><td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td><td>現行制度 増加型</td><td></td></tr> <tr> <td>米国 </td><td></td><td>時限措置 内国歳入法</td><td>※2014年3月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引き上げについて記載。</td><td>1999年時点 非増加型とハイブリッド型の選択 現行制度 ハイブリッド型※ 増加型と非増加型の特性をもった制度。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	主要国での研究開発税制の動向						英國 		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加額全算入割合を引き上げ (25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加額全算入割合を引き上げ (5%→7%; 2008fy→10%; 2011fy→12%; 2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 非増加型 現行制度 増加型		仏国 		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に費した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 増加型 現行制度 増加型		韓国 		恒久措置 ※重点分野は時限措置 租税特例制度法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の認定を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率) ※2014年3月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 非増加型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 増加型 ②非重点分野 非増加型と増加型の選択		中国 		恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 増加型		米国 		時限措置 内国歳入法	※2014年3月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引き上げについて記載。	1999年時点 非増加型とハイブリッド型の選択 現行制度 ハイブリッド型※ 増加型と非増加型の特性をもった制度。	
主要国での研究開発税制の動向																																						
英國 		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加額全算入割合を引き上げ (25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加額全算入割合を引き上げ (5%→7%; 2008fy→10%; 2011fy→12%; 2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 非増加型 現行制度 増加型																																		
仏国 		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に費した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 増加型 現行制度 増加型																																		
韓国 		恒久措置 ※重点分野は時限措置 租税特例制度法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の認定を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率) ※2014年3月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 非増加型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 増加型 ②非重点分野 非増加型と増加型の選択																																		
中国 		恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 増加型																																		
米国 		時限措置 内国歳入法	※2014年3月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引き上げについて記載。	1999年時点 非増加型とハイブリッド型の選択 現行制度 ハイブリッド型※ 増加型と非増加型の特性をもった制度。																																		
		<p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準)</p>																																				
		<p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版2014において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与える税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>																																				
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に</p>																																				

		取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数： $548 \div 15.07\% = 3,636$

総額： $280,535 \text{ 百万円} \div 60.75\% = 461,786 \text{ 百万円}$

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 16.86\% = 972$

総額： $746 \text{ 百万円} \div 15.54\% = 4,801 \text{ 百万円}$

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないとこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 3.02\% = 5,430$

総額： $866 \text{ 百万円} \div 3.11\% = 27,846 \text{ 百万円}$

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 3.03\% = 5,412$

総額： $866 \text{ 百万円} \div 3.15\% = 27,509 \text{ 百万円}$

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

(大企業)

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を行い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

(大企業)

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を行い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等 : } 2,380 \times \frac{(8+4 / 33 + 59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 310 \text{ 百万円}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32)/64+68}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{ 社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた4.8百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 4.8 \times \frac{(8+4) / 33 + 59}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27 + 32) / 64 + 68}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額： $\Delta 461,786$ 百万円 3,636社

うち中小企業者： $\Delta 4,801$ 百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

$$4,801\text{百万円} \times 12.9\% = \underline{619.3\text{百万円}}$$

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率12.9%（※）

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額： $\Delta 27,846$ 百万円 5,430社

うち中小企業者： $\Delta 27,509$ 百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

$$27,509\text{百万円} \times 12.9\% = \underline{3548.6\text{百万円}}$$

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額： $\Delta 2,749$ 百万円、373社

うち中小企業者： $\Delta 310$ 百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

$$310\text{百万円} \times 12.9\% = \underline{40.0\text{百万円}}$$

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制	3, 881, 485千円
・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97, 750千円
・試験研究費の増加額に係る税額控除	126, 476千円
・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185, 193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制	3, 661, 353千円
・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	282, 254千円
・試験研究費の増加額に係る税額控除	184, 527千円
・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	123, 700千円